

新型コロナウイルスによるパンデミック と水俣病事件 (note)

T. MIYAKITA

	新型コロナウイルス感染症による パンデミック	水俣病事件
時代	中国武漢での感染者確認（2019年12月）から1年	日本窒素肥料発足（1908年）から113年 水俣病公式確認（1956）から65年 関西訴訟最高裁判決（2004年）から17年
地域	中国武漢（？）から世界全域（191カ国）へ	不知火海沿岸地域（水俣・芦北、出水、そして対岸の天草、更には同・山間部にも）
病因（原因物質）	新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）と同・変異種（感染力↑）	有機水銀（など）を含む工場廃水
経路	野生動物（宿主）から中間宿主を経てヒトへ、ヒトからヒトへ	アセトアルデヒド製造工程を発生源とする有機水銀による海洋汚染、食物連鎖による生体濃縮、魚介類の摂食
病態	呼吸器感染症（かぜ様症状・嗅覚味覚障害、咳・痰・呼吸困難、血栓症など）	四肢末梢感覚障害、運動失調、視野狭窄、構音障害、難聴など （劇症型、慢性型、胎児性水俣病）
治療	（重症化すると）人工呼吸器・ECMO等による管理	症状に応じた対処療法・リハビリなど
地域社会への影響	対立と分断、偏見と差別、同調圧力、移動制限、諸活動・営業自粛、経済、教育、医療体制など	差別と偏見、孤立と対立、生業・地域経済認定制度と被害補償、被害者の高齢化と生活支援